

## 豊後大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻した夫婦に対してその婚姻に伴う新生活の居住に要する経費の一部を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、豊後大野市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、豊後大野市補助金等交付規則（平成17年豊後大野市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間の居住に要した費用で、次に掲げるいずれかの費用をいう。
  - ア 新たに住宅を取得するために要した費用
  - イ 賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費又は仲介手数料の費用を合計した費用（他に勤務先から家賃補助等が支給されている場合にあっては、支給された額を控除した額）をいう。
- (3) 引越費用 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間の引越しに要した費用（引越業者又は運送業者へ支払ったものに限る。）をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦の令和2年の所得の合計額が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、当該所得額は、それぞれに記載する計算方法により算出した額とする。
  - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請の際に無職の場合は、離職した者について所得なしとして夫婦の所得を算出した額
  - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額
- (2) 婚姻届を提出した日において、新婚夫婦の双方の年齢が39歳以下であること。
- (3) 補助の対象となる住居が本市にあること。
- (4) 夫婦の双方の住民票が補助の対象となる住居にあること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去においてこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 市税（本市に転入した場合にあつては、転入前の市区町村税を含む。）に滞納がないこと。
- (8) 世帯を構成する者が暴力団関係者（豊後大野市暴力団排除条例（平成23年豊後大野市条例第9号）第6条第1号に規定する暴力団関係者をいう。）と密接な関係を有し

ていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額とし、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊後大野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票及び戸籍全部事項証明
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 夫婦の市税の完納証明
- (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)
- (5) 売買契約書及び領収書の写し(第2条第2号アの場合)
- (6) 賃貸借契約書及び領収書の写し(第2条第2号イの場合)
- (7) 入居時諸費用及び引越しに係る領収書の写し(敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用等)
- (8) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (9) 同意書兼誓約書(様式第3号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、豊後大野市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び承認)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その申請した内容に変更が生じたときは、速やかに豊後大野市結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、豊後大野市結婚新生活支援事業補助金の変更交付決定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助決定者は、補助金の請求をしようとするときは、豊後大野市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第7号)に豊後大野市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助決定者の一方又は双方が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消

しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(報告等)

第9条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者又は補助決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 報告等を求められた者は、その求めに速やかに応じなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。